

## 【ご来局時にご持参いただくもの】

- **マイナンバーカード**(又は健康保険証)
- 受給者証(お持ちの方のみ)
- お薬手帳

**高額療養費制度の利用について、マイナンバーカードで受診される患者さまについては、「限度額認定証」は不要です。**

なお、マイナンバーカードを持っているものの健康保険証としての利用登録を行っていない場合は、当薬局で設置しているカードリーダーから手続することが可能です。(ご自身の「マイナポータル」からも手続可能です。)